

平成24年度3月補正予算(専決処分)の概要

平成 25 年 3 月 29 日 専決処分

1. 一般会計

今回の補正予算は、年度内の事業完了が困難となり、平成 25 年度に予算を繰り越す必要が生じた「障害者自立支援給付支払システム改修事業」と「急傾斜地崩壊対策事業」、繰越額を増額する必要が生じた「荒川幹線 4 号線改築事業」について、繰越明許費を専決処分として措置したものです。

今回は、歳入歳出予算の補正はありません。

2. 特別会計

補正はありません

3. 企業会計

補正はありません